

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路線名</p>	<p>葛飾吉川松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北葛飾郡松伏町大字松伏字田中 四〇五九番四地先から 同郡同町大字松伏字田中四〇八 三番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年三月二十五日</p>
<p>備考</p>	<p>令和三年三月二十三日付け 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第六号で告示した道 路予定区域の一部の供用開 始である。 延長一二五・三八メート ル</p>